

○厚生労働省告示第四百六十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第五号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等（昭和四十五年厚生省告示第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

鼻炎用内服薬の項の2の(2)中「Ⅲ、Ⅳ又はⅤ」を「Ⅲ又はⅣ」に改める。

鼻炎用内服薬の項の3の(1)中「Ⅴ」を「Ⅳ」に改め、同(6)中「Ⅲ及びⅤ」を「及びⅣ」に改め、

同(7)中「Ⅳ及びⅥ」を「Ⅲ及びⅤ」に改める。

別表第十四中Ⅲを削り、Ⅳ中「F項」を「E項」に、「G項」を「F項」に改め、ⅣをⅢとし、Ⅴ中「H項」を「G項」に改め、ⅤをⅣとし、Ⅵ中「I項」を「H項」に改め、ⅥをⅤとする。

別表第十四注中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とする。